

見込証明での被扶養者認定について

雇用形態の変更や転職等により、その後の収入が基準額未満であると見込まれる場合は、就労先から3か月分の給与の見込みが基準額未満であることの証明を受けることで扶養認定することができます。

ただし、後日、証明を受けた3か月分の給与明細書の提出が必要です。

なお、基準額以上であることが判明した場合は、さかのぼって扶養認定を取消すこととなりますのでご注意ください。